日本政治法律学会　委員会規程

（総則）

第１条　日本政治法律学会（以下「本会」とする。）は、事業を分掌させるため以下の委員会を設置する。

2　常時設置する委員会は以下の通りとする。

(1) 企画委員会

(2) 年報編集委員会

(3) 国際交流委員会

(4) 文献委員会

(5) 運営委員会

3　他に必要が生じた場合には、理事会の議を経て常設委員会、臨時委員会を設置する。

（目的）

第 2 条　委員会は、本会の各々定められた会務の執行にあたり、併せて統一した意見の決定により理事会の諮問に応え、又意見を具申する期間とする。

（構成員）

第３条　委員会の委員は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2　委員会には、会員の中より数名の委員を置く。

（委員の任期）

第４条　常設委員会の委員の任期は、原則として３年とする。但し、再任を妨げない。

2　常設委員会の委員は、任期が満了しても後任者が就任するまで、その任務を行うものとする。

3　臨時委員会の委員の任期は、その都度定める。

（委員会の構成）

第５条　委員会の会務の内容及び委員定数は、附表１の通り定める。

2　委員会には、委員長の他、必要に応じて副委員長を置く。

3　副委員長は、委員中より委員長が委嘱する。

4　委員長は、必要に応じて委員の増員を理事会に要請することができる。

5　委員長は、委員に特別な事情が生じた場合で、他の全委員が同意した場合に限り、任期中でも委員の任を解くことができる。但し、理事長に報告する必要がある。

（委員会の招集）

第６条　委員会は、委員長が招集する。但し、互選により委員長を決める場合には、委嘱後最初の委員会の招集は理事長が行う。

（委員会の運用）

第７条　委員長は理事会の承認を得て当該委員会の運用上の細則を決めることができる。

附則　本規程は 2018 年 6 月 3 日より施行する。

附表 1

委員会名	会務の内容	委員定数
企画委員会	研究活動の推進、研究大会の企画、関連機関との連携に関する会務	10 名以内
年報編集委員会	本会の学会誌の編集・刊行に関する会務	6 名以内
国際交流委員会	学術及び教育交流の推進に関する会務	6 名以内
文献委員会	本会会員の業績集約に関する会務	6 名以内
運営委員会	研究大会の運営に関する会務	6 名以内

企画委員会規程

第 1 条　日本政治法律学会規約第 12 条に基づき、この学会に企画委員会を置く。

第 2 条　企画委員会は、10 名以内の委員をもって構成し、委員長は理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 3 条　企画委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 4 条　企画委員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 条　企画委員会は、研究活動の推進、研究大会のパネル、他学会との連携、その他学会活動の強化に必要と思われる事業に関する企画を行う。

附則　本規程は、2018 年 6 月 3 日から施行する。

年報編集委員会規程

第 1 条　日本政治法律学会規約第 12 条に基づき、この学会に年報編集委員会を置く。

第 2 条　年報編集委員会は、6 名以内の委員をもって構成し、委員長は理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 3 条　年報編集委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 4 条　年報編集委員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 条　本委員会は、『日本政治法律研究』（以下「学会誌」とする。）の編集・刊行を行う。

附則　本規程は、2018 年 6 月 3 日から施行する。

国際交流委員会規程

第 1 条　日本政治法律学会規約第 12 条に基づき、この学会に国際交流委員会を置く。

第 2 条　国際交流委員会は、6 名以内の委員をもって構成し、委員長は理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 3 条　国際交流委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 4 条　国際交流委員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 条　国際交流委員会は、会員の協力により以下の活動を行う。

(1) 国際的な活動に資する情報を提供する。

(2) 国外への情報発信を支援する。

(3) 海外の学会・関連機関との連携・交流を行う。

附則　本規程は、2018 年 6 月 3 日から施行する。

文献委員会規程

第 1 条　日本政治法律学会規約第 12 条に基づき、この学会に文献委員会を置く。

第 2 条　文献委員会は、6 名以内の委員をもって構成し、委員長は理事会の議をへて理事長が委嘱する。

第 3 条　文献委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 4 条　文献委員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 条　文献委員会は、本会会員の研究業績を集約し、学会誌への掲載業務を行う。

附則　本規程は、2018 年 6 月 3 日から施行する。

運営委員会規程

第 1 条　日本政治法律学会規約第 12 条に基づき、この学会に運営委員会を置く。

第 2 条　運営委員会は、6 名以内の委員をもって構成し、委員長は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第 3 条　運営委員は、理事会の議を経て理事長がこれを委嘱する。

第 4 条　運営委員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。

第 5 条　運営委員会は、研究大会における運営全般を行う。

附則　本規程は、2018 年 6 月 3 日から施行する。

学会賞授賞規程

第１条　本会に学会賞として、現代政治学会賞、現代法律学会賞、現代公共政策学会賞、報道学会賞を設ける。

第２条　授賞者は、会員からの推薦により、理事会の議を経て決定する。

第２条　授賞者には、表彰状を授与する。

２　授賞者への授与は大会の場において行い、授賞講演を企画する。

第３条　授賞に要する費用は、本会の経費をもって充当する。

第４条　本規程に定められていない授賞に関する事項は、理事会において定める。

第５条　本規程は、理事会の議を経て改廃することができる。

附則　本規定は、2018 年 6 月 3 日より施行する。

事務局規程

第１条　事務局は、本会の運営に関する会務を行うことを目的とする。

第２条　事務局の業務は以下の通りとする。

1. 会則及び規程等の制定・改廃に関する事項
2. 事業に関する事項
3. 会計に関する事項
   (1) 会費の徴収
   (2) 現金の出納及び保管
   (3) 物品の購入及び売却
   (4) 会計帳簿及び証書類の保管
   (5) 予算及び決算に関する事項
   (6) 物品の保管
   (7) その他の会計に関する事項
4. その他本会の運営に関する事項
   (1) 会員名簿の整理
   (2) 会員の入退会に関する事項
   (3) 会議に関する事項
   (4) 記録の整理・保管
   (5) 文書の発受
   (6) 外部との折衝
   (7) 表彰に関する事項
   (8) 学会誌の整理・保管
   (9) その他事務業務に関する事項

附則　本規程は 2018 年 6 月 3 日より施行する。